

入院における食事療養費の改訂につきまして（令和7年4月1日～）

令和7年		標準負担額（食費：1食あたり）		
		3月31日まで	4月1日以降	
一 般	① 一般(医療区分3または2)	490円	510円	
	② 指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)	280円	280円	
低 所 得 Ⅱ	③ 低所得Ⅱ	230円	240円	
	④ 低所得Ⅱ（医療区分3または2）	入院日数が90日以下	230円	240円
		入院日数が90日超	180円	190円
	⑤ 低所得Ⅱ（指定難病患者）	入院日数が90日以下	230円	240円
		入院日数が90日超	180円	190円
	低 所 得 Ⅰ	⑥ 低所得Ⅰ	140円	140円
⑦ 低所得Ⅰ（医療区分3または2）		110円	110円	

今回の改訂は厚生労働省からの通知によるものですので、[全国の医療機関共通の改訂額となります。](#)

ご不明な点がございましたら、医事課までお問合せください。

医療法人社団綾和会 駿河西病院

TEL(054)-623-5111